

# 用語の解説

## 《世帯》

### ○世帯

住居と生計を共にしている家族などの世帯である「普通世帯」をいい、家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で1戸を構えて暮らしている世帯や、住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合で家族と一緒に住んでいたり、寮・寄宿舎の管理人の世帯を含む。

ただし、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯である「準世帯」は含んでいない。

### ○世帯人員

世帯にふだん住んでいる世帯員の数をいう。

したがって、たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいればその世帯人員に含めるが、単身赴任などのため3か月以上の長期にわたって不在の人や調査の時期にたまたま泊まっていた人は含んでいない。

次の人たちは、特例として、それぞれ次に示す場所をふだん住んでいる場所とみなす。

- ・学校の寄宿舎、下宿屋、県人会の学生寮・学生会館などに住んでいる人：その寄宿舎、下宿屋、県人会の学生寮・学生会館など

- ・病院・療養所などの入院患者

すでに3か月以上入院している人：入院先の病院・療養所など

入院してから3か月にならない人：自宅

- ・船舶に乗り込んでいる人：自宅

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めるが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主

の世帯とは別の世帯とする。

### ○世帯の型

世帯の中で最も若い世代の夫婦を基に次のように区分している。

◇ 夫婦のみの世帯

◇ 夫婦と子のみの世帯

◇ 夫婦、子と親のみの世帯

- ・ 夫婦、子と両親から成る世帯
- ・ 夫婦、子とひとり親から成る世帯

◇ 夫婦と親のみの世帯

- ・ 夫婦と両親から成る世帯
- ・ 夫婦とひとり親から成る世帯

◇ 男親または女親と子のみの世帯

- ・ 男親と子から成る世帯
- ・ 女親と子から成る世帯

◇ 兄弟姉妹のみの世帯

◇ 他の親族がいる世帯

- ・ 夫婦と他の親族（親、子を含まない）から成る世帯

- ・ 夫婦、子と他の親族（親を含まない）から成る世帯

- ・ 夫婦、親と他の親族（子を含まない）から成る世帯

- ・ 夫婦、子、親と他の親族から成る世帯

◇ 一人の世帯

◇ その他の世帯

なお、配偶者が単身赴任などのため長期にわたって不在の場合や、調査の時期にたまたま宿泊していた人で世帯人員に含まれない場合は、それらの人を除いて世帯の型を決めている。

### ○世帯の年間収入

世帯の家計を主に支える人の収入だけでなく、

すべての世帯員の収入を合計した世帯全体の年間収入（税込み額）。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの臨時収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

### ○世帯の家計を主に支える者

世帯の家計の主たる収入を得ている人。

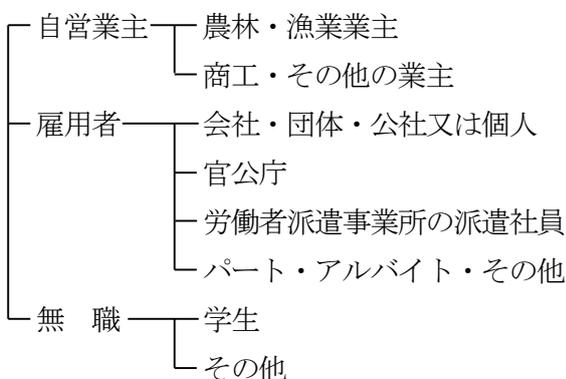
なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

#### <年齢>

調査期日現在の満年齢。

#### <従業上の地位>

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分している。



#### 「自営業主」

◇農林・漁業業主

個人で農林業、漁業などを営んでいる者。

#### ◇商工・その他の業主

個人経営の商店主・工場主など、農林・漁業業主以外の自営業主をいう。個人で自己の専門の技術又は知識を内容とする業務に従事している開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含まれる。家庭で内職している場合もここに含める。

#### 「雇用者」

#### ◇会社・団体・公社又は個人

会社、都市再生機構（UR）・公社やその他の法人・団体又は個人に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者（会社員・団体職員・個人商店の従業員など）。

また、会社・団体の社長・取締役・理事などのいわゆる役員もここに含める。

#### ◇官公庁

現業・非現業を問わず、国又は地方公共団体に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者。

#### ◇労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者。

#### ◇パート・アルバイト・その他

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者。専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約職員」や労働条件や契約期間

に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者も含む。

#### 「無職」

##### ◇学生

ふだん仕事をしないで、主に通学をしている者。

##### ◇その他

ふだん仕事をしないで、仕送り金、雇用保険金、生活保護給付金、年金、財産収入などで生活している者。